

第6章 宇城市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない人に対して、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

平成28年5月には成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号、以下「法」といいます。）が施行され、市町村は、国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

そこで、本市においては、判断能力が十分ではない人の権利擁護を推進するため、本章を宇城市成年後見制度利用促進基本計画に位置づけ、成年後見制度の利用の促進に取り組みます。

（1）計画の位置づけ

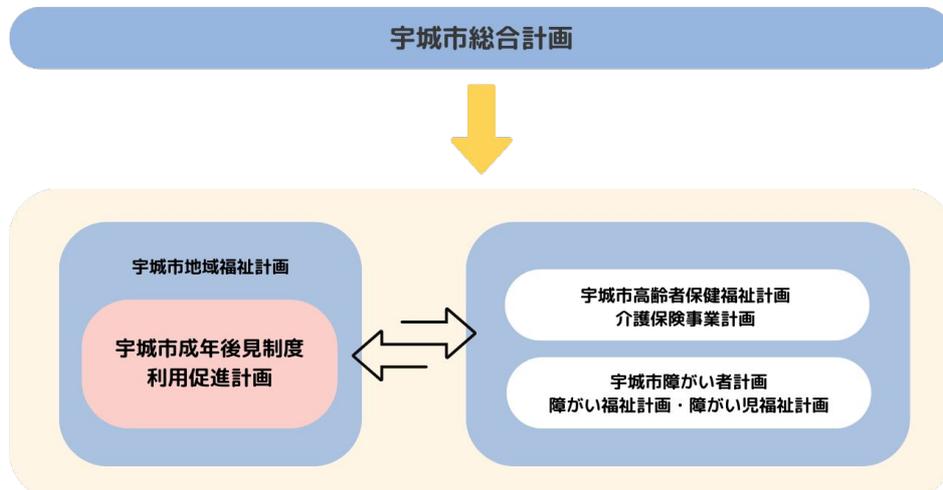
「宇城市成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく市町村が定める基本的な計画です。

法第14条では、市町村は国が定める基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

国の基本計画においては、市町村は地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的な整備に向け、市町村計画を定めるよう努めるものとされています。

（2）市の他計画との関係

本計画は「宇城市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」並びに「第4期障がい者計画」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を踏まえるとともに、「第2次総合計画」との整合性を次のように図ります。



(3) 現状と課題

宇城市の人口は、5町が合併した平成17年(2005年)には約63,000人でしたが、減少傾向が続いており、令和6年(2024年)には約57,000人となっています。今後も減少は続いていくことが予測されますが、高齢人口(65歳以上)及び高齢化率は年々増加しており、令和6年(2024年)の高齢者人口は約20,000人で高齢化率は35.4%となっています。

さらに、次の表のとおり、要介護(要支援)認定者のうち、認知機能低下が見られる人は2,000人超の横ばいで推移しており、療育手帳及び精神保健福祉手帳を所持する人も増加していることから、成年後見制度の利用が必要となる人の増加も予測される状況です。

【 制度利用が予測される種別人員の推移 】

種 別	令和2年度	令和5年度
認知機能の低下が見られる人※	2,420人 (認定者3,370人)	2,199人 (認定者3,475人)
療育手帳所持者	724人	830人
精神保健福祉手帳所持者	573人	640人

※要介護(要支援)認定者のうち、認知機能の低下が見られる人(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上)

令和6年8月時点での成年後見制度利用者数は127人ととどまっております。潜在的需要があるものと想定されます。成年後見制度を利用したいと考えている人や家族、その支援者が、円滑に制度を利用し、活用していただけるような体制整備が求められています。その一方で、核家族化の影響により後見活動を担える親族が減少し、後見を受任する専門職や法人の不足が危惧される状況です。

以上を踏まえ、本市では次の課題があると考えます。

- 課題1 相談件数や利用者数は増加しているが、支援が必要な人が支援を受けられていない可能性がある。【制度周知、支援体制の整備】
- 課題2 後見の受任が専門職や法人に限られており、今後、制度利用者が増加すれば成年後見人の担い手が不足する。【担い手育成・支援】

(4) 目指すべき方向性

全ての住民の自発的意思が尊重され、権利が守られる地域社会を目指します。そのために、権利擁護を必要とする人が、自らの意思に基づいた日常生活を送ることができるよう、継続した支援ができる地域づくりの方針として、2つの基本目標を次のとおり定めます。

- ①成年後見制度を周知し支援体制を整備します。
- ②成年後見制度の担い手を育成し支援します。

(5) 具体的な取り組み

【基本目標 1】 成年後見制度を周知し支援体制を整備します。

1-1 相談窓口の開設及び周知

成年後見制度を含む権利擁護の相談窓口として、宇城市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の中に、宇城市成年後見支援センターを引き続き開設し、市及び社協の広報誌やホームページ等で周知します。市民や事業者に対して、制度の説明や相談窓口を周知するために、講演会や研修会等を開催します。

1-2 相談支援体制の整備

相談があった場合は、宇城市成年後見支援センター等において面談又は電話により対応し、制度の説明、申立て等の支援を行います。相談に訪れることが困難な人については、必要に応じ訪問等により対応します。高度な問題を抱える相談ケースについては、宇城市成年後見支援センターにて、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による相談窓口を開設し対応します。

1-3 親族後見人に向けた支援

市内在住の親族後見人からの相談に宇城市成年後見支援センターが応じ、適宜説明や専門職への繋ぎを行います。また、広報誌等により、親族後見人に相談支援を行うことを周知します。

1-4 地域連携ネットワーク協議会の開催

成年後見等の関わりが必要なケースにおいて、保健・医療・福祉・司法の専門職団体が連携共働する権利擁護支援の地域連携ネットワーク協議会を開催し、専門職が相談・助言ができる体制を構築します。

1-5 中核機関の運営

宇城市成年後見支援センターと高齢介護課、社会福祉課を中核機関とし、宇城市成年後見支援センターが一部機能（広報・相談）を担います。また、関係機関が連携し、本人を中心とする「チーム」及びそれを支援する「協議会」の運営と調整を行います。

【基本目標 2】 成年後見制度の担い手を育成し、支援します。

2-1 市民後見人の養成

熊本県や法人後見機関等と連携し、将来的な市民後見人等の養成を段階的に進めていきます。市民のニーズを確認しながら、養成講座とフォローアップ研修を開催します。市民後見人等養成講座受講後は、社協が実施する地域福祉権利擁護事業等に係る支援員として、経験を重ねるなど実務経験を積み、スキルアップする仕組みを考えており、審議会の中で協議、検討を行いながら進めていく予定です。

2-2 市長申立に関する受任調整への情報提供

宇城市長が成年後見の申し立てを行う案件について、本人のニーズに合った成年後見人等をスムーズに選任するために、地域連携ネットワーク協議会を活用して本人の意向を確認し、今後必要と思われる支援の内容を家庭裁判所に情報提供を行います。

(6) 計画の評価及び進捗管理

本計画における各事業の取り組み状況については、宇城市成年後見制度利用促進審議会において、年度ごとに評価を行い、必要に応じ見直しを行います。

【基本目標 1】 成年後見制度の周知及び支援体制の整備

具体的な取組	項目	第4期の目標値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1-1 相談窓口の開設及び周知	センター設置	設置	設置	設置	設置	設置
	広報誌等での周知(回)	12	12	12	12	12
	講演会・研修会等の開催(回)	10	10	10	10	10
1-2 相談支援体制の整備	相談対応(回)	430	430	450	450	450
	専門職窓(回)	12	12	12	12	12
1-3 親族後見人に向けた支援	広報紙等での周知(回)	2	2	4	4	4
1-4 地域連携ネットワーク協議会の開催	開催数(回)	1	1	2	2	2
1-5 中核機関の運営	運営	運営	運営	運営	運営	運営

【基本目標 2】 成年後見制度の担い手の育成・支援

具体的な取組	項目	第4期の目標値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2-1 市民後見人の養成	市民後見人等養成講座(回)	フォローアップ研修	市民後見人等養成講座	フォローアップ研修	市民後見人等養成講座	フォローアップ研修
2-2 市長申立に関する受任調整への情報提供	情報提供(件)	運営計画	1	1	1	1